

○清須市保健福祉計画策定委員会設置要綱

平成 17 年 7 月 7 日告示第 21 号

改正

平成 18 年 6 月 29 日告示第 34 号

平成 29 年 3 月 31 日告示第 15 号

令和 2 年 4 月 1 日告示第 41 号

清須市保健福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 清須市における福祉行政を総合的かつ計画的に推進するための計画の策定及び計画の見直しをするため、清須市保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(計画の種類)

第 2 条 委員会が策定及び見直しをする計画の種類は、次に掲げる計画とする。

- (1) 障害者に関する計画
- (2) 保健福祉に関する計画

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 福祉団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 住民の代表者
- (4) 医師
- (5) 歯科医師
- (6) 薬剤師

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を 1 人置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その事務を代行する。

(部会)

第6条 委員長は、委員会に必要に応じて部会を設けることができる。

2 部会に部会長及び副部会長を1人置く。

3 部会長は、委員の互選により選出し、副部会長は、部会長が指名する。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会の会議の議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その事務を代行する。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、社会福祉課が行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成17年7月7日から施行する。

附 則 (平成18年6月29日告示第34号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第15号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日告示第41号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。